

意見書

平成 16 年 11 月 17 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス：



情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年10月19日付け情審通第1122号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の
見直しに対する意見

1. 接続事業者による光信号分岐端末回線の自前工事と買取り制度整備について

今回の接続約款変更により、光アクセス部分のアンバンドル制度が整備されることとなり、接続事業者が FTTH サービスを提供するためにより柔軟な設備構成をとることができるようになったと言えます。しかし、更に接続事業者が自身でできることは接続事業者任せると共に、光ファイバー資源の効率的な使用を図り、FTTH サービスの普及を促進するためには、接続事業者による光信号分岐端末回線の自前工事と買取りが可能となるよう次の2つの制度が早期に整備されることを要望いたします。

接続事業者による自前工事

光信号分岐端末回線は、お客様の加入申込み毎に設置するものであり、また NTT 東西だけが工事をする必然性はなく、接続事業者も自らが工事することが可能です。

従って接続事業者が、自らの裁量で工事料金や工事期間の設定が行えるよう、自前工事ができる制度の整備を要望いたします。

接続事業者による買取り

今回の見直し案では、利用されなくなった光信号分岐端末回線について、接続事業者が接続料を支払い続けられない限り基本的には撤去となるが、資源の有効利用の観点から、接続事業者が当該光信号分岐端末回線を買取るという選択肢を設けるよう要望します。

線路敷設の円滑化のためのルールとしては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が既に制定されています。しかし、このガイドラインは、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱い方法を取り決めたものです。即ち、あくまで設備保有者と電柱等を使用する事業者の関係をルール化したものであり、FTTH サービスで競争関係にある NTT 東西と接続事業者の公平性を規律したものではありません。従って、上記の光信号分岐端末回線部分の接続事業者による自前工事、および接続事業者による買取りを実施するためには、このガイドラインだけでは不十分であり、NTT 東西と接続事業者の間で、使用できる電柱上の添架位置を同一にするこ

と、及び NTT 東西の線路を一束化できること、をルール化すべきです。

2. 光配線区域情報の提供について

NTT 東西から提供される光配線区域情報には、配線ブロック番号とこれに属する光配線区域（住所）がありますが、光配線区域は「**丁目**番地**号」までの情報が必要であるにもかかわらず、「**丁目**番地」までの情報しか提供されません。そのため、個々のお客様がどの配線ブロックに收容されるかは、NTT 東西に申し込んで初めて接続事業者が認知できることになっています。即ち、一つの地番内の配線ブロックのエリア境界は、事前に接続事業者が知ることができません。

このことは、接続事業者にとって営業上次に示すような大きな問題があります。

お客様がどの配線ブロックに入っているのかが判らないため、引込工事ができるかどうかお客様に明確に説明できず、営業活動に大きな支障となる。

收容効率を高めるために特定の配線ブロックに対して集中的に営業活動を行うこと等ができず、結果として收容効率を上げることができない恐れがある。

一方で NTT 東西は地番内の配線ブロックのエリア境界を知り得る立場にあり、公正競争の観点から著しく不公平であると考えます。

従って、配線ブロックエリアの境界を接続事業者も認識できるような情報開の提供を強く要望いたします。具体的には、次のような方法を要望いたします。

案 配線ブロック番号に属する光配線区域（住所）の情報として「**丁目**番地**号」まで含める。

案 当該配線ブロック番号に属する情報として、電柱番号等を追加する。

3. NTT 東西と接続事業者の手続きの同等性について

今回のシェアアクセス方式の提供に用いられる局内設備設置について、NTT 東西が自ら設置する場合と他事業者が設置する場合の手続きの同等性が必要であり、接続約款に明記すべきです。

DSL 装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置、IP 電話用ルータ等については、NTT 東西が自社の通信用建物に自ら設置する場合は、他事業者と同等の手続きを要する旨が接続約款（第 10 条の 3 8 項）に明記されています。同様に、シェアドアクセス方式を提供する際に設置する「光信号伝送装置、OSU（光信号主端末回線収容装置）、局内光スプリッタ」についても同項に追加するべきです。

4 . NTT 西日本における土日祝日昼間の工事実施について

接続約款変更（案）では光信号分岐端末回線接続工事について、土日祝日昼間の工事を受け付けるのは NTT 東日本のみとなっています。お客様の利便性の観点から、NTT 西日本においても土日祝日昼間の工事実施を検討していただけるよう強く要望いたします。

5 . NTT 東日本における 24 時間保守メニューの追加について

NTT 東日本の接続約款変更（案）には、光信号分岐端末回線に係る 24 時間保守メニューが入っておりません。お客様の利便性の観点から、NTT 東日本においても NTT 西日本と同様、24 時間保守の実施を検討していただけるよう強く要望いたします。

以上